

平成26年6月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....
1. 開議 平成26年5月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

.....
1. 欠席議員は次のとおり

15番 新 宅 雅 子

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美
経	済	環 境 部 長 吉 野 輝 美

建設部長	武井義行
会計管理者	醍醐真人
教育委員会教育次長	河野政弘
農業委員会事務局長	醍醐文一
選挙管理委員会事務局長	片岡和久
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	佐藤幸男
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人
秘書広報課長	鈴木正義
総務部参事(事)総務課長	石川良道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮崎充
農政課長	水村幸男
建設部参事(事)道路河川課長	藏村隆雄
庶務課長	勝又寿雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	吉田一郎
副主幹	太田文子
副主幹	梅澤孝行
主査補	須賀澤勲
副主査	居初理英子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成26年5月30日(金)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 議案第1号から議案第11号
 - 提案理由の説明

議案第1号、議案第2号
 質疑、委員会付託及び討論を省略

採決

議案第 8 号、議案第 11 号

委員会付託省略、質疑、討論、採択

日程第 4 八街市農業委員会委員の推薦

日程第 5 休会の件

○議長（林 修三君）

開会に先立ち、申し上げます。

北村市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

平成26年4月1日付の人事異動に伴い、新たに部長職及び課長職となりました職員の紹介をいたします。

総務部長、石毛勝でございます。

○総務部長（石毛 勝君）

石毛でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

経済環境部長、吉野輝美でございます。

○経済環境部長（吉野輝美君）

吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

建設部長、武井義行でございます。

○建設部長（武井義行君）

武井でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

会計管理者、醍醐真人でございます。

○会計管理者（醍醐真人君）

醍醐でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

議会事務局長、吉田一郎でございます。

○議会事務局（吉田一郎君）

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会教育次長、河野政弘でございます。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

河野でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

農業委員会事務局長、醍醐文一でございます。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

醍醐です。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

監査委員事務局長、麻生和敏でございます。

○監査委員事務局長（麻生和敏君）

麻生でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

総務部課税課長、日野原広志でございます。

○総務部課税課長（日野原広志君）

日野原でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

総務部納税課長、會嶋禎人でございます。

○総務部納税課長（會嶋禎人君）

會嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

総務部行財政改革推進室長、市川明男でございます。

○総務部行財政改革推進室長（石川明男君）

市川です。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

市民部市民課長、吉田正明でございます。

○市民部市民課長（吉田正明君）

吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

市民部高齢者福祉課長、和田文夫でございます。

○市民部高齢福祉課長（和田文夫君）

和田でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

市民部健康管理課長、川向千鶴子でございます。

○市民部健康管理課長（川向千鶴子君）

川向でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

経済環境部農政課長、水村幸男でございます。

○経済環境部農政課長（水村幸男君）

水村でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

建設部下水道課長、山本安夫でございます。

○建設部下水道課長（山本安夫君）

山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

選挙管理委員会事務局長、片岡和久でございます。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

片岡でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会スポーツ振興課長、岡本裕之でございます。

○教育委員会スポーツ振興課長（岡本裕之君）

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会図書館長、堀越和則でございます。

○教育委員会図書館長（堀越和則君）

堀越でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

それでは、本日、平成26年6月第2回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案11件が提出されることになっております。

3月議会で採決されました平成26年度予算が早速執行されながら、市政が運営されております。市民からは、生活に基づいた市政が実施されていくようにと、関心が高まっているところでございます。私たち議会運営を進めていく立場からも、市民目線に立って慎重な審議に終始努力し、市民の関心、負託に応えられていきますよう、よろしくお願いいたします。各議員におかれましては、熱心な議論が進められ、効果大きい議会となりますよう、皆様のご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、平成26年6月第2回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

報告します。本日、新宅雅子議員より体調不良、欠席の届出がありました。

日程に入る前に、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達を行います。

（京増藤江議員、中田眞司議員、表彰状、記念品贈呈、拍手）

（中田眞司議員、林修三議長、感謝状贈呈、拍手）

○議長（林 修三君）

以上で伝達を終了します。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、会派規定第6条の規定に基づき、平成26年4月1日付で、古場正春議員を代表者とし、桜田秀雄議員2名による会派、改革クラブが結成されました。

次に、5月21日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、2月、3月及び4月予算執行分にかかる例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第172条の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

続いて、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、京増藤江議員、加藤弘議員を指名します。よろしくお願ひします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○湯浅祐徳君

皆さん、おはようございます。ただいま表彰されました中田議員、京増議員、また、林議長、おめでとうございます。

それでは、議会運営委員会から申し上げます。

平成26年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について報告します。

6月定例会に上程される案件は、議案11件であります。

次に、一般質問の通告が17人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から6月20日までの22日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

以上でございます。

○議長（林 修三君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から6月20日までの22日間とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。会期は22日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第11号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに平成26年6月第2回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

本市特産品である落花生等のPRについてでございます。

本市では、従来からさまざまな機会を捉えて本市特産品の出張販売やPRに努めていたところでございます。去る4月8日には東京都港区で開催されたアジアの祭典チャリティーバザーや、5月21日から27日にかけては、東京都庁で開催されました全国観光PRコーナー物産展において、落花生等のPR及び販売をいたしました。今後も、7月に東京ドームで開催される都市対抗野球や、10月に開催されるアクアラインマラソンなどの機会に、本市特産の落花生等のPR活動をしていく予定でございます。

なお、4月8日に開催されましたアジアの祭典チャリティーバザーの際には、来賓としてご来場なされた常陸宮華子様、千葉県の特産品ブース内で販売しておりました本市の落花生を大変気に入られ、ご購入いただいたと聞いております。また、4月23日には、NHK千葉放送局の篠原局長が本市を表敬訪問された際には、山本県議会議員、林議長、川上副議長、八街商工会議所大畑会頭、JAいんば宇津木代表理事組合長、市社会福祉協議会の斉藤会長などとともに、落花生はもちろん、スイカやニンジンなどの特産品についても説明をして、機会があれば、ぜひ放送してもらいたい旨、PRしたところでございます。5月15日には、山本県議会議員、JAいんば宇津木代表理事組合長とともに森田千葉県知事に面会し、八街産スイカを進呈してまいりました。

今後においても、さまざまな機会を捉えて、本市特産品のPRを図ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件2件、専決処分の承認を求める案件3件、条例の制定及び改正4件、平成26年度一般会計補正予算、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算の合計11議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。栗原正幸委員の任期が平成26年9月4日をもって満了することに伴い、同委員を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員については、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから市町村長が議会の同意を得て選任することとなっており、本年4月1日付で課税

課長となりました本市職員、日野原広志を固定資産評価員とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号から議案第5号までは、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法の一部改正に伴い、八街市税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分をしたものでございます。改正内容は、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の拡充及び耐震改修の特例措置を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法の一部改正に伴い、八街市都市計画条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分したものでございます。改正内容は、引用する地方税法の条項を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、八街市国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分したものでございます。改正内容は、低所得者の国民健康保険税における軽減措置の対象を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、八街市基本構想の策定に関する条例の制定についてでございます。これは、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、市町村の基本構想に関する規定が削除されましたが、基本構想が市政の最上位の方針であることから、議会の議決を経て策定することとするため、新たに条例の制定を行うものでございます。

議案第7号は、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成26年4月1日の組織改編に伴い、所管課の変更が生じたため、所要の改正をするものでございます。

議案第8号は、八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、通院等、常時介護対象者となる身体障害者に対する軽自動車税の減免について、平成26年度以後の年度分から適用するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、八街市暴力団排除条例の施行に伴い、さらに市民の安全を確保するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、平成26年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に4億7千655万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を217億1千455万3千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金8千406万

6千円、県支出金2億3千162万円、繰入金1億1千656万7千円、市債4千180万円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業費3千609万2千円、経営体育成対策事業費2億9千200万円、道路整備事業費1億922万円、道路排水対策諸費及び流末排水施設整備事業費3千297万8千円を増額するのが主なものでございます。

議案第11号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1億8千481万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億4千884万5千円とするものでございます。歳入につきましては、前期高齢者交付金1億8千481万4千円を増額するものでございます。歳出につきましては、繰上充用金1億8千481万4千円を増額するものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

なお、議案ではございませんが、平成25年度継続費及び繰越明許費につきましては、議案と一緒にご配りしてございます精算報告書及び繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第2号、固定資産評価員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

最初に、議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。議案第1号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

異議なしと認めます。議案第2号は同意することに決定いたしました。

お諮りします。議題となっております議案第8号、八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第8号、第11号に対する質疑を行います。質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。質疑はございませんか。

○丸山わき子君

私は、議案第11号につきまして、質問をいたします。

先ほど全員協議会でも若干ご説明いただいたところでありますけれども、国の方の国庫支出金が減になったということでもあります。その減は療養給付費等の負担金が4億1千870万7千円の減となり、そのために全体で6億4千316万6千円の減となったということですが、そもそも療養給付費等の負担金の減、その原因は何だったのか、お伺いいたします。

○国保年金課長(石川孝夫君)

国庫支出金、国からの負担金の減の主な理由といたしましては、八街市の国保の歳入の多くを占めております定率の国庫負担金が減したわけですが、それは国が全国の保険者の療養給付費に基づきまして国庫負担金の額を決めているわけですが、それが全保険者、全国全保険者の療養給付費に係る額を国の予算額で除した率、調整率で計算した結果、国の予算が少なかったということ減ったものでございます。

○丸山わき子君

ということは、率を減らしたということに理解してよろしいのでしょうか。

○国保年金課長(石川孝夫君)

国庫負担金の定率の率を下げたわけではございませんで、定率32パーセントという額があるわけですが、それは後の年度において精算されるものと考えております。

○丸山わき子君

ちょっと今までにない大変な減額ということなんですけれども、この間の国保歳入全体に占める国庫支出金の割合、国庫支出金が占める割合、これは21年度、22年度にさかのぼりますと国庫支出金は約30パーセントで、23年度は28パーセント、平成24年度は26パーセント、そして25年度は今の計算でいきますと24パーセントと、年々減らしてきているんですね。やはりこれは国の方の方針であろうというふうに思うわけなんです、そういう点では、本当に脆弱な国保運営をしている自治体にとっては大変これは厳しいことであるというふうに思います。その点では今後、広域化という方向に持っていこうと国はしているわけなんですけれども、それにしてもそれぞれの自治体では国保運営をしていかなければならないので、そういう点で国の支出金、国庫支出金を減らすなという、そうした取り組みが必要ではなかろうかというふうに思いますが、その辺を市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長(北村新司君)

ただいまの件につきましては、国保運営に対しまして、各市町村の運営については大変厳

しい経過が続いております。今後とも機会があるごとに、八街市長の立場で市長会で発言してまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

それと、充当する26年度の前期高齢者交付金、これが1億8千481万4千円増となる。この見込みだということなんですが、増となる根拠は何なのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

前期高齢者交付金は診療報酬支払基金というところから入るわけなんですけど、これは全国の市町村の前期高齢者、65歳以上75歳未満なんですけど、その前期高齢者の人数、人数によって各市町村に割り当てられるというものでございまして、それがたまたま、全国の市町村に比べて八街市がたまたま、率で多くなったということで増えたものと考えております。

○丸山わき子君

八街市の高齢化率がそれだけ高いということが言えるのかなというふうに思いますけれども。

それで、先ほど全員協議会の中では、こうした充当にあたって今後の対応策ということで、文書が配られております。これは26年度の歳入を繰り上げて充当するわけですから、当然その分は編入しなければならないということなわけですが、今後の対応策の中で具体的な編入計画ですね、これはどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

26年度予算なんですけど、予定よりも前期高齢者交付金が約2億5千万円多く入るということで、その点から見れば影響はないというふうに考えております。

○丸山わき子君

ただ、影響はないということのようなんですけれども、充当したからには26年度に返していかなければならないという具体的な編入計画ですね。今後の対応策として、先ほど全員協議会の中で配付していただいた資料の中には、特定健診等の充実による医療費の抑制であるとか、あるいはジェネリック医薬品の普及啓発であるとか、それから被保険者資格の適用適正化であるとか、あるいは引き続き徴収対策を強化する、適正な財源の確保に努めて収支の改善を図っていく、収支の改善を図るということなんですけれども、具体的に、じゃあ編入計画の計画として、例えばジェネリック医薬品の普及啓発で年間どのぐらい、これは啓発が図れるのか。あるいは徴収対策を強化するというようなことがありますけれども、一体これは、徴収強化をどのようにやろうとしているのか。そういった具体的な計画があるのか。その辺はいかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

具体策の中で2点ご質問いただきましたが、ジェネリック医薬品につきましては、平成24年度の件数ベースでは使用率が42.58パーセントで、県の平均よりも若干上回っているところではございますが、これをさらに普及させていくということではございます。

また、徴収率なんですけど、本市は徴収対策、市税等徴収対策本部において国民健康保険税

の26年度の目標を86パーセントとしておりますので、納税課を中心に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

この財源確保にあたっては、ほかにも医療費の抑制であるとか、あるいは被保険者資格の適用適正化というようなことを挙げていますけれども、これで十分、編入計画に充てられるのかどうか。その辺を再度お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

被保険者資格の適用適正化ということで、本来、社会保険の方に入るべきものが国民健康保険に入っている例というものもありますので、そういったものを年金記録などのものから判断して、これは社会保険に入るべきものじゃないかということは、そういう方についてはそちらへ入ってくださいという勧奨を進める。そういうことを行ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

いずれにしても私は、国のこうした大幅な、年々、国の大幅な国庫支出金の削減というやり方に対しては大変厳しく抗議したいというふうに思います。やはり自治体の国保運営が本当に並々ならぬ努力のもとで、こうした状況をまた作り出さなきゃならないというところでは、これは自治体長、市長も厳しく国に対して抗議していただきたい。このことを再度申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは、幾つか質問したいと思います。

先ほど丸山議員の質問の中でも、国の補助金が年々減り続けているということがありました。

○議長（林 修三君）

議案第11号に関することですか。

○京増藤江君

はい、議案第11号です。

0.9パーセントの削減という説明なんですけど、それに対して削減された分、八街市としては本当に一生懸命、何とかして採算を合わせようという、こういう計画になっているわけなんです。これは本当に無理をしなければならぬ、市民の皆さんに大変な負担をかけるという内容だと思います。

今回こんなふうに各市町村への国庫負担を減らしたんだ、国・県の支出金を減らしたのだから、また次からも減らせるだろうと、こういうことは絶対に許されないと思うんですね。ですからまず最初に、今後こういう国・県の支出金を減らすのではなく、増やすようにすべ

きだと思うんです。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

今回、国庫負担金が減らされたということではなくて、その率は32パーセントで変わらないんですが、国保事業というのは歳入に合わせて歳出を抑えるということができないわけで、全国の市町村、要するに保険者、全国保険者の支出の状況に合わせて国庫負担金が決まってくるわけですから、後々の年度においてそれが精算されてくるべきものであって、国庫負担金そのまま減らされたということではございません。

○京増藤江君

確かに市町村の医療費が参考にされているんですけど、実際に国は国民健康保険の補助金を削ってきている。基本的に削ってきていて、八街市も国保税を引き上げざるを得なかった。こういうこともあるわけですから、八街市としてもわざわざ他のところからこうやって持ってこなければ運営できない、そういう風になるわけでしょう。なるわけですから、前期高齢者の交付金がたまたま今回は増えたから持ってこられたけど、運営は厳しいわけですよ。ですから国の補助金を増やしていく。このことが私は必要だと思うんですけど、もう一度お答えしてください。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国保というのはどうしても収入に合わせて支出を抑えるわけにはいきませんので、その出になる支出の方を抑制するというのが当面の方策だと思います。そこでジェネリック医薬品の服用だとか特定健診の普及だとか、こういうことに努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

やはり根本は、国民健康保険は社会保障ですから、きちんと、もちろん市も保障しなければいけないんですけど、国が根本は保障しなければいけない。ここに大きな問題があるということをもまず訴えたいと思います。

次に、それでは今後の対応策についてなんですけど、先ほどの質問でも特定健診の充実、これは大事だと思うんですよ。しかし今までも病気予防、健康増進の施策に対して十分な予算が使われてこなかった。そして今回こんなふうになって、たまたま健診によって医療費を抑制しようということなんですけど、そんなにすぐ効果が出るものではないと思うんです。ですから、これは長い期間をもって、計画をもって充実していただきたい。こんなふうに思います。

それから、先ほどの委員会の中でジェネリック医薬品の普及はどうですかとお聞きしていただんですが、4割ということなんですけど、これは必要だと思いますので、これはいいと思います。

それから、被保険者資格の適用適正化、これは先ほども説明があったんですけども、資格の適正化ですから、例えば保険税を払えない方々には短期保険証をさらに交付するとか、そして保険証を取りに来ない短期保険証の方にはとめ置きで保険証を渡さない、また資格証を渡す、こういうことを私は考えられているのではないかと思います。この内容について

て、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

先ほども丸山議員にお答えいたしました。この内容は本来、転職とかをして国保から社会保険に入るべき人がそのまま国保に入ったままでいるとか、そういう方を年金記録などから把握して、その方に社会保険の方に入ってくださいよという、そういう勧奨をすとか、あとは世帯主が社会保険の方で、その扶養者になっている方、それなのに国保に入っている方について、保険の状況の調査をしまして、社会保険の方の扶養に入れなにかということを進めたり、こういった内容でございます。

○京増藤江君

それでは、例えば適正化という中には資格証明書、国保税を払えない方には資格証明書を渡すとか、そういうことは考えていないと、そういう内容ですね。これは確かめておきたいんです。

○国保年金課長（石川孝夫君）

資格証とか短期保険者証、これにつきましては要綱に基づいて適正に処理してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

それから、引き続き徴収対策を強化して適正な財源の確保に努めるということなんですけれども、この4月から消費税が引き上がって、その一方では社会保障が改悪して、市民の皆さんは大変暮らしが厳しくなっております。こういう中で徴収対策を強化するというのが果たして市民の暮らしを守ることになるのかどうか、というふうに私は思うんです。払える、今までも担当の方々は払える方には払ってもらおうと。それは当然だと思うんですよ。しかし、私が相談に乗っておられる方々は、本当に生活が厳しくなって払えない。私、また共産党が相談に乗られる方はそういう方々ばかりです。ですから徴収対策の強化だけではなく、どうすれば市民の皆さんが安心して病院にかかれるようになるのか、また国民健康保険証を手にすることができるのか、こういうことを考えていただきたいと思うんです。

それで、減免制度の利用についてなんです。国保税の減免制度についてですけど、暮らしが困窮している場合には利用できるということになっております。しかし八街市の場合は、この間、震災などを除いて、暮らしが困窮して国保税の減免を受けている世帯はないと思うんです。ですから減免制度をしっかりと使えるようにする、この方向についてはどう考えておられるのか。これは担当ではちょっと厳しいのかなと思いますので、市長にお聞きしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

減免要綱に沿っての徴収を、減免要綱に沿って、厳しい方に対しましては行ってまいりたいというふうに思っております。また、相談業務をしっかりと行いまして、それぞれの事由に応じた丁寧な相談に応じて、できるだけ国保納税していただくような、ご理解をいただくような相談に努めてまいりたいというふうに思っております。

○京増藤江君

今、市長の答弁でも、減免要綱に沿って進めていきたい、こういう答弁がありました。減免要綱第3条第2項の1には、こう、うたっているんです。貧困により生活のため公私の援助を受け、または受けるに相当するとき、こんなふううたっています。そして公私、公私の援助の公、公について総務省の担当者はこう答えているんです。生活保護と、それに準じる補助を、扶助を受けている世帯で低所得者向けの制度を受けている世帯、こういう世帯は減免の対象になっていく。こんなふううたっています。例えば、公私の援助を受けているというのは就学援助を受けている世帯、こういう世帯も入ります。ですから八街市では生活扶助に準ずる制度、例えば1つだけ、就学援助を受けている世帯を減免できる世帯として考えていけば、かなりの世帯を救えると思うんですけど、このようにきちんと減免要綱に沿って制度を運営していく、そういう方向について、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁したように、減免要綱に沿って進めていくわけでございますけれども、それぞれの事由に応じまして、しっかり相談を承ってまいりたいというふうに思っております。

○京増藤江君

市長、やはり今、本当に市民の皆さんの暮らしが大変で、担当の方たちも本当に日々もう、辛い思いで相談を受けておられる。そういう相談を受けている中で何とかしたいというときに、やはりこの減免要綱をどう使っていくか。それがないと、せっかく相談に乗っておられる方々も本当に解決の方法が見えないと思うんですよ。やはり生活が困窮して払えない方々に資格証を渡すとか、保険証を渡さない、こういうことはよくない、よくないというんじゃないで命に関わる、そう思います。短期保険証で滞留している世帯、本当にこういう方々は保険証がないわけですから、手遅れになる可能性はいっぱいあります。

それで厚生労働省が先ほど、先ほどではありませんが、発表した中に、例えば糖尿病の患者の8パーセント、22万人が受診を中断している。こんなふう推計しています。糖尿病患者は、受診していない人を含め、950万人いらっしゃる推計もしています。中断の理由の1つに経済的な負担、これも上がっているんですね。ですからお金がないために本当に重病になってしまう、病院にかかれない、こういう状況が増えているわけですから、私は一部負担金減免も含めまして、国保税の減免、これについて真剣に考えていただきたいと思うんです。そういうことが国保税の、逆に収納状況にだって影響してくると思いますよ。皆さんが健康で働ければ国保税も払えるようになるかもしれない。そして健康が増進すれば、国保会計も改善する。そういうふうな、いい方の循環ができると思うんです。ですから、ぜひ減免問題については、私は本当に市長にしっかりと今後考えていただきたいと思うんですが、この方向について、市長、最後にお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

減免要綱につきましては市民の方々にしっかりと周知しながら、周知しながら、その上にしっかりと納税相談に応じるという姿勢でまいりたいと思っております。

○京増藤江君

減免制度についても説明いただいた、本当に、じゃあ自分たちも頑張ろうと、私はこういう、いい循環が生まれるのではないかと、私はぜひ市長の判断に期待したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○山口孝弘君

議案第8号、八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質問させていただきます。

錯誤により、平成28年1月1日を平成26年6月2日というふうに変更するというところで出されておりますが、これについて本来の日にち、本来いつにしなければならなかったのか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

先ほど全員協議会の方で担当課長がご説明させていただいていますが、この改正内容につきましては平成25年9月議会で条例改正の一部に含まれておりまして、その段階で議決いただいているわけですが、その段階におきまして、本来ですと可決いただきました議案の公布の日から適用されていけば、本来である26年度当初からの適用になっていたということで、その点につきまして錯誤がありまして、全ての条例案件が28年1月1日からというふうにされておりました。この案件につきましては本年度、一番近い26年度当初から該当させるという本来のところをごさしましたので、今回その誤りを訂正するというところで、26年度からの適用ということにさせていただくために今回の議決をいただくというようにしたものでございます。

○山口孝弘君

この錯誤によって影響される方、例えば影響額等、そういった方がいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

25年9月議会におきまして、そこからの適用ということでございますので、この減免につきましては26年度からの適用になりますので、本日採決をいただきますれば、減免につきましては本年度の軽自動車の納期限までに処理するものでございますので、5月31日までの納期限までに処理いたしますと、該当される方は全て対応できるというようなことでございます。

○山口孝弘君

わかりました。以上です。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、議案第8号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

討論がなければ、これで議案第8号の討論を終了します。

次に、議案第11号についての討論を許します。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

討論がなければ、これで議案第11号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、議案第8号、八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時16分)

○議長(林 修三君)

それでは、再開します。

日程第4、八街市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として、八街市上砂319、石井とよ子氏を推薦したいと思います。

お諮りします。ただいま私の方で指名しました石井とよ子氏を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 修三君）

ご異議ありませんので、石井とよ子氏を八街市農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日5月31日から6月3日までの4日間は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。明日5月31日から6月3日までの4日間は休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月4日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。6月10日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は6月5日、午後1時までに通告書を提出するようお願いします。なお、所属する常任委員会の所轄する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議員親睦会役員会を開催します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時19分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程
議案第1号から議案第11号
提案理由の説明
議案第1号、議案第2号
質疑、委員会付託及び討論を省略
採決
議案第8号 議案第11号
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 八街市農業委員会委員の推薦
5. 休会の件

-
- 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第2号 固定資産評価員の選任について
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）
議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）
議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）
議案第6号 八街市基本構想の策定に関する条例の制定について
議案第7号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
議案第11号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について